

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年5月8日

鳥取県知事 平井伸治

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

鳥取県あいサポートキッズ教材刷新業務

#### (2) 業務内容

鳥取県あいサポートキッズ教材刷新業務委託プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）の別添1「鳥取県あいサポートキッズ教材刷新業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### (4) 予算額

6,288,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 参加資格

#### (1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の映画・ビデオ制作又は広告・広報に登録されている者であること。

ウ 本件調達の公告日から本業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 本件調達の公告日から本業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

キ 法人格を有していること。

#### (2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体のすべての構成員が、法人格を有すること。

イ 共同事業体の構成員のうち、いずれかの者が上記（1）のイの条件を満たしていること。

- ウ 共同事業体の全ての構成員が上記（１）のイ、カ、キを除く条件を全て満たしていること。
- エ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同事業体の構成員でないこと。

### 3 審査方法

審査は、審査会を開催し、あらかじめ提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答を受けて、別添２「鳥取県あいサポートキッズ教材刷新業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、審査員が個別に審査採点（100点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

### 4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

### 5 手続き等

#### （１）書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地  
鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課  
電話：0857-26-7679  
ファクシミリ：0857-26-8136  
電子メール shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp

#### （２）プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書等は、令和6年5月8日（水）から同年6月7日（金）までの間にインターネットの鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/shougaifukushi/>）から入手するものとする。

### 6 参加申込及び企画提案書の提出

#### （１）参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和6年5月24日（金）午後5時15分までに、プロポーザル実施要領5（１）による参加表明書等をプロポーザル実施要領15の場所に持参又は郵送により提出すること。なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、令和6年5月24日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けるものとする。また、併せて実施要綱15の場所に電話連絡すること。

#### （２）企画提案書の提出

上記（１）の参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和6年6月7日（金）午後5時15分までにプロポーザル実施要領7（１）に記載する企画提案書等を作成の上、プロポーザル実施要領15の場所に持参又は郵送により提出すること。なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）とし、令和6年6月7日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けるものとする。

#### （３）公募型プロポーザルの参加資格の審査について

ア （１）により提出のあった書類を審査の上、公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年5月28日（火）までに通知する。

イ アの審査により公募型プロポーザルの参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年5月29日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和6年5月30日（木）までに書面により回答する。

## 7 企画提案のプレゼンテーション

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーション日時 令和6年6月中下旬頃（参加者に後日通知する。）

(2) プレゼンテーション場所 鳥取県庁内会議室（参加者に後日通知する。）

(3) プレゼンテーション持ち時間等 20分程度

企画提案書等の説明（15分程度）、質疑応答（5分程度）

(4) 使用機器等

プロジェクター及びスクリーンは、発注者が会場に準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物は参加者が準備すること。

(5) その他

企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

## 8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 10 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。また、次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 参加費用等

企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 企画提案書の取扱い

提出された書類はいかなる場合でも返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) その他

詳細は、プロポーザル実施要領による。